

中標津町自治基本条例 素案 解説書

平成23年6月

中標津町まちづくり町民会議

中標津町自治基本条例（仮称）策定委員会

中標津町自治基本条例（仮称）検討職員プロジェクトチーム

『条例を必要とする背景』

【地方分権から地域の自主性及び自立性を高めるための改革への進展】

社会基盤の整備が行政によって優先課題であった時代には、国などからの通知・通達に基づいて行政が主導的に政策決定を行なっていました。これまでも町民が主体の自治がなかったわけではありませんし、政策決定にまったく町民の声が反映されていなかったわけではありませんが、行政が主導権を握って地域を治めていました。

しかし、平成12年の地方分権一括法の施行以降、それまで行なわれていた、国の強力な指導による横並びの地方行政にかわり、「地方自治の本旨の実現」と「民主主義の徹底」が求められることになりました。

同法では、地方の自治・独立した自治体運営を求めており、このことにより、これまでの通達に頼らない、自治体の独自性、いわゆる地方分権が求められています。また、民主主義の徹底ということで、自治の主役はあくまでも町民であることを確認しています。

また、地方行政において、財政事情は景気の影響により町税などの自主財源が伸び悩むとともに、国の三位一体改革などにより地方交付税等が削減される厳しい環境となっており、少ない財源や少数の職員体制ではこれまでどおりの行政サービスを維持することが難しくなっています。さらに、地域の自主性及び自立性を高める改革が進められており、益々、地方自治体の自主性及び自立性が求められています。

【町民参加の拡がり と 協働の自治の実現】

これまでの町民参加の拡がりにより、民主主義における町民の当然の権利として、知る権利、行政を監視する権利、行政に参加する権利などが認識されるようになりました。行政には、これらに対する説明責任などが求められてきています。

地域の社会基盤が整備されてきたことから、町民の期待は、都市基盤から個人の生活形態や価値観に基づくものへ変化してきています。このため、要請も多様なものとなり、個別的で柔軟性の高い行政サービスが求められています。

町民の関心が多様化してきたことに伴い、自分たちのまちに係る問題を自分の問題として捉え、自主的に地域へ関わる町民が増えています。公共的な問題解決の役割を担い、地域での社会的な自己表現を図る町民は、NPOなどとともに、新しい町民活動として機運が高まっており、このような参加を促し、促進していくことが求められています。

少子高齢化、あるいは税収減による財政問題など、自治体を取り巻く環境が変化している中、行政主導による画一的な政策だけでは、地域の複雑な課題に対応できないことが多く生じることになりました。

このため、地域で本当に必要な行政サービスが何かということ、町民とともに考えなくてはならない状況にあります。そこで、町民、議会、行政の役割分担を明確にし、協力して住みよいまちにしていくこと、すなわち、協働の自治の実現が必要となります。

【自治基本条例】

自治基本条例は、こうした状況に対応するため、これからの行政運営のよりどころとする基本理念・基本原則、町民の役割、議会の責務、行政の責務、町民参加の方法などに関する基本的な事項を体系的に定めます。これは、信託関係の表れである自治基本条例により明らかにすることから、最高規範である「中標津町民の憲法」というべきものといえます。

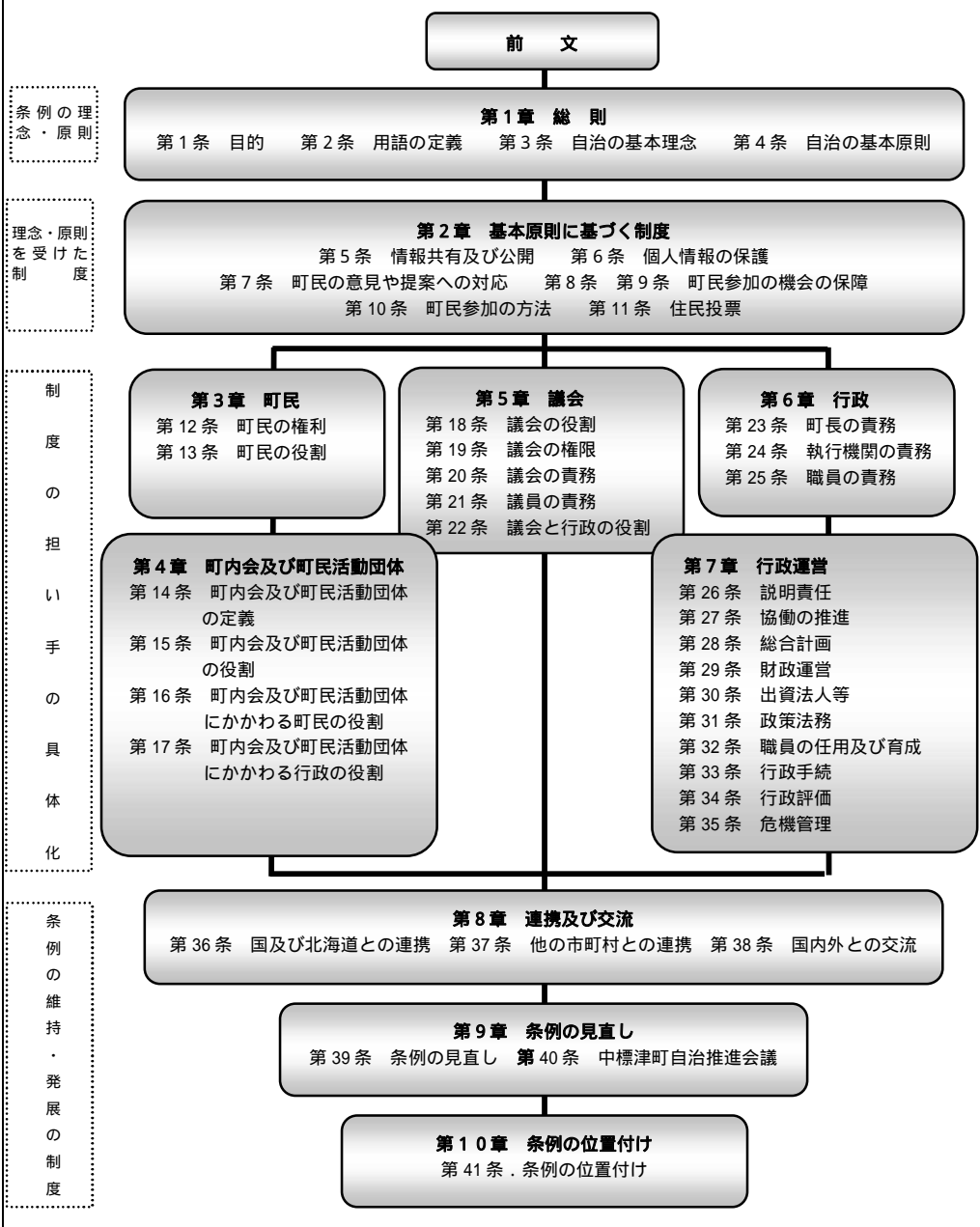
自治基本条例の制定に関しては、策定過程に町民の意思が反映されていること、中標津町の状況に適したものであることなどが求められることから、行政が主導で策定するものではなく、主権者である町民が主体となって中標津町の自治に必要なルールは何か、どのような形式がいいのかを十分に検討し、町民、議会、行政がともに策定することが重要になります。

【目次】

| | |
|--|------|
| 中標津町自治基本条例 素案 全体の構成 | 4 P |
| 中標津町自治基本条例 素案 | |
| 前文 | 5 P |
| 第 1 章 総則 | 6 P |
| 第 1 条 (目的) 第 2 条 (用語の定義) 第 3 条 (自治の基本理念) 第 4 条 (自治の基本原則) | |
| 第 2 章 基本原則に基づく制度 | 9 P |
| 第 5 条 (情報共有) 第 6 条 (個人情報の保護) 第 7 条 (町民の意見提案への対応) 第 8 条 第 9 条 (町民参加の機会の保障) | |
| 第 9 条 (満 20 歳未満の町民参加の機会の保障) 第 10 条 (町民参加の方法) 第 11 条 (住民投票) | |
| 第 3 章 町民 | 14 P |
| 第 12 条 (町民の権利) 第 13 条 (町民の役割) | |
| 第 4 章 町内会及び町民活動団体 | 15 P |
| 第 14 条 (町内会及び町民活動団体の定義) 第 15 条 (町内会及び町民活動団体の役割) 第 16 条 (町内会及び町民活動団体にかかわる町民の役割) | |
| 第 17 条 (町内会及び町民活動団体にかかわる行政の役割) | |
| 第 5 章 議会 | 17 P |
| 第 18 条 (議会の役割) 第 19 条 (議会の権限) 第 20 条 (議会の責務) 第 21 条 (議員の責務) 第 22 条 (議会と行政の役割) | |
| 第 6 章 行政 | 21 P |
| 第 23 条 (町長の責務) 第 24 条 (執行機関の責務) 第 25 条 (職員の責務) | |
| 第 7 章 行政運営 | 22 P |
| 第 26 条 (説明責任) 第 27 条 (協働の推進) 第 28 条 (総合計画) 第 29 条 (財政運営) 第 30 条 (出資法人等) | |
| 第 31 条 (政策法務) 第 32 条 (職員の任用及び育成) 第 33 条 (行政手続) 第 34 条 (行政評価) 第 35 条 (危機管理) | |
| 第 8 章 連携及び交流 | 28 P |
| 第 36 条 (国及び北海道との連携) 第 37 条 (他の市町村との連携) 第 38 条 (国内外との交流) | |
| 第 9 章 条例の見直し | 30 P |
| 第 39 条 (条例の見直し) 第 40 条 (中標津町自治推進会議) | |
| 第 10 章 条例の位置付け | 32 P |
| 第 41 条 (条例の位置付け) | |

中標津町自治基本条例（仮称）試案 全体の構成

解 説



【前文】
 中標津町自治基本条例（仮称）を制定するにあたっての、理念や基本的な考え方を明らかにします。

【第1章】総則
 この条例の目的を明らかにするとともに、用語の定義、自治の『基本理念』、『基本原則』を定めています。

【第2章】基本原則に基づく制度
 先に掲げた理念や『情報共有』、『町民参加』、『協働』の原則を受け、具体化するための制度を定めています。

【第3章】町民
 町民の権利及び役割を定めています。

【第4章】町内会及び町民活動団体
 町内会及び町民活動団体の定義や役割を明らかにするとともに、それに携わる町民や行政の役割を定めています。

【第5章】議会
 町の議決機関としての役割や権利、責務について定めています。

【第6章】行政
 町長、執行機関、職員について、それぞれの責務を定めています。

【第7章】行政運営
 総合計画や評価、危機管理体制など、行政運営のために必要な基本的な制度等を定めるとともに、これらについての説明責任についても定めています。

【第8章】連携及び交流
 国内外の交流を深めるとともに、中標津町だけでは対応が難しい課題について、他の自治体や団体、国及び北海道と連携し解決にあたることを定めています。

【第9章】条例の見直し
 この条例の見直しについて定めています。

【第10章】条例の位置付け
 この条例が、まちの運営を支える基本的な考え方や仕組みを定めた、まちの憲法（最高規範）として位置付けることを定めています。

条 文

前文

中標津町は、東経145度、北海道東部の内陸に位置し、知床から摩周、阿寒に連なる山々に守られ、標津川の流れに育まれてひらかれたまちです。

明治の末に始まった原野の開拓は、先人たちのたゆまぬ努力や助け合う心により、冷害凶作などの困難をのり越え、酪農地帯をつくりあげ、さらに、鉄道の分岐点となった市街地では、商工業の発展により、周辺から人が集まる中核的な都市へと進展してきました。

わたしたちは、あらためてこのまちの風土や歴史を知り、次世代を担う子どもたちに胸を張って誇れる故郷を築くため、澄みきった空気、豊かな緑、きれいな水を守り、人と人とがつながり、人と自然との共生を理想とするまちにしていかなければなりません。

そのために、「みんなの力で明るい豊かなまちをつくる」という町民憲章の精神を尊重し、自ら考え、行動し、決定することによる町民が主体の自治の実現の礎として、ここに中標津町自治基本条例を制定します。

解 説

この条例は、中標津町を住みよいまちにする上で基本的な事項を定めるものであり、その制定の趣旨を明らかにするため、前文を設けています。

前文では、中標津町の地理的特徴を始め、成り立ちやこれまでの発展の経緯を確認するとともに、今後、どのようなまちを理想とし目指すべきかを述べています。

私たちは、次世代を担う子どもたちに胸を張って誇れる故郷を築くため、町民憲章の精神を尊重し、自ら考え、行動し、決定することによる「町民が主体の自治」の実現の礎として、この条例を定めることを明らかにしています。

町 民 憲 章

(昭和40年7月1日制定)

わたしたちは、朝夕気高い武佐岳を仰ぎ、標津川の流れとともにひらけゆく中標津の町民です。

はてしない緑の原に、先人のきびしい開拓のあとをしのび、その心をうけて、みんなの力で明るい豊かなまちをつくるために、この憲章をさだめます。

1 からだをきたえ、しあわせな家庭にしましょう。

- 1 体位を増進しよう。
- 2 健全な子供を育てよう。
- 3 老人をうやまおう。
- 4 家族は協力しよう。
- 5 レクリエーションやスポーツをしよう。

1 誇りをもって働き、豊かなまちにしましょう。

- 1 明るい職場にしよう。
- 2 職場の安全につとめよう。
- 3 資源をいかそう。
- 4 生産をたかめよう。

1 きまりを守り、明るいまちにしましょう。

- 1 時間を守ろう。
- 2 交通道徳を守ろう。
- 3 防災、防犯につとめよう。
- 4 公共物を大切にしよう。
- 5 お互いにたすけあおう。
- 6 礼儀や、親切を重んじよう。

1 自然を愛し、美しいまちにしましょう。

- 1 木や花を育てよう。
- 2 動物を可愛いがろう。
- 3 道路を大切にしよう。
- 4 環境の美化につとめよう。

1 教養を高め、よりよい文化を育てましょう。

- 1 衣食住を工夫しよう。
- 2 文化活動を推進しよう。
- 3 ゆきとどいた教育をすすめよう。
- 4 文化財を大切にしよう。

条 文

解 説

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この条例は、中標津町の自治の基本理念と基本原則を定め、町民の権利と役割、議会と行政の責務を明らかにし、それぞれの基本的な事項と制度を定めることにより、町民が主体の自治の実現を図ることを目的とします。

ここでは、この条例を定める目的について明記しています。

平成 12 年 4 月に地方分権一括法が施行され、それまでの中央集権的な自治ではなく、国と地方自治体の関係を対等協力のものとするため地方自治体の裁量を拡大し、個性豊かな自治を目指すこととなりました。

地方分権社会においては、自己決定と自己責任に基づいて自治を推進していく必要があることから、行政運営にあたっては、今まで以上に情報の共有や町民参加が求められることとなりますが、これらを推進するための基本的な制度やルールが明確ではありませんでした。

そのため、中標津町の自治に関する目標である基本理念、様々な制度や政策を立案、実行するうえでの基本的な考え方となる基本原則、それらを推進するためのルールを条例として定め、自治における町民、議会及び行政のあり方を明確にすることによって、それぞれの役割を發揮した自治の実現を目指します。

これからは、行政主導で、物事を決めるのではなく、町民が主役となって政策の決定や実行などの過程に積極的に関わる必要があることから、本条例の最大の趣旨は、町民が主体の自治を実現することとしています。

| 条 文 | 解 説 |
|--|--|
| <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語を、次のとおり定義します。</p> <p>(1)町民 町内に住所を有する人(以下「住民」という。)、町内で働く人、学ぶ人及び町内で活動する法人その他の団体をいいます。</p> <p>(2)議会 選挙で選ばれた町議会議員によって構成される議決機関をいいます。</p> <p>(3)行政 町長及び執行機関(教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び補助機関)をいいます。</p> <p>(4)情報共有 議会と行政が公開する情報を、町民、議会及び行政が内容、量ともに同じ情報を持つことをいいます。</p> <p>(5)町民参加 町民が暮らしやすい地域社会をつくるために、主体的にかかわり、行動することをいいます。</p> <p>(6)協働 町民、議会及び行政が共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任により、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。</p> | <p>本条例において使用される用語「町民」、「議会」及び「行政」と基本原則である「情報共有」、「町民参加」及び「協働」の定義を明らかにしています。</p> <p>「町民」とは、地方自治法第10条に定められた住民(町内に住所を有する人で、法人や外国人を含みます。)のほか、町内に住所は持たないが町内の事業所や学校などで働き、学ぶ人、さらに、町内で事業活動を営む事業所や社会活動を営む法人その他の団体を含むものとしています。</p> <p>このように、町民の範囲を広くしているのは、「住民」に限らず、このまちで活動する人、このまちで働く人や通学する人、子どもも外国人もそれぞれの生活において、このまちと関係する存在であるということによります。</p> <p>「議会」とは、町の議決機関(意思決定機関)としての町議会のことをいいます。</p> <p>「行政」とは、私たちがふだん使用している言葉で言うと、役場のことで、正確に言うと町長(補助機関として、副町長以下、町長を補佐する職員を含む。)と、町長から独立して専門的な立場に立って仕事を行う各執行機関をいいます。</p> <p>「情報共有」とは、公開するだけでなく、お互いが内容、量ともに同じ情報を持つことをいいます。</p> <p>「町民参加」とは、町民が自主的にかかわり行動することをいいます。</p> <p>「協働」とは、お互いがそれぞれの役割と責任において、相互の立場を尊重し、対等な関係で協力することをいいます。</p> |

| 条 文 | 解 説 |
|---|---|
| <p>(自治の基本理念)</p> <p>第3条 町民、議会及び行政は、中標津町民憲章の精神を尊重し、町民が主体の自治を推進することを基本とします。</p> | <p>ここでは、町民が主体の自治を実現するための基本理念を定めています。中標津町民憲章の精神を尊重し、町民が主体の自治を推進していくこととしています。</p> |
| <p>(自治の基本原則)</p> <p>第4条 町民、議会及び行政は、情報共有、町民参加及び協働の原則に基づき、中標津町の自治の実現を図ります。</p> | <p>基本原則は、基本理念を実現するための基本的な考え方や行動の規範を明らかにするものであり、あらゆる制度、政策の立案・実行・評価の過程において、広くこの考え方をを用いることとしています。</p> <p>「情報共有」は、町民と議会及び行政が、住みよいまちにするため必要な情報をお互いに共有することをいい、町民が主体の自治を目指して活動するときは、町民、議会及び行政がともに協力して行うものであり、それらの関連情報が町民の手元になれば、町民が持つ情報の保有量と内容において、町民・議会・行政おのおのが対等の立場でなくなるため、住みよいまちについて考えることができず、町民が主体の自治を実現することが困難となります。このため、情報共有を自治の基本原則としています。</p> <p>「町民参加」は、行政運営に町民が参加することをいい、町民が主体の自治を実現するため、町民がまちの主権者として行政運営の過程に参加することを原則としています。</p> <p>「協働」は、町民が主体の自治を進める中で、町民だけでは解決できないような地域の公共的な課題の解決のために、町民が議会や行政と相互に対等な関係で協力し、その解決に取り組むことを意味するものです。</p> <p>協働は、町民と議会と行政との新たな相互関係のあり方として、今後、町民が主体の自治を進める上での重要な原則として定めるものです。</p> <p>なお、「町民」、「議会」及び「行政」は、協働において、当事者として「対等な関係」であることを意味しています。</p> |

| 条 文 | 解 説 |
|--|--|
| <p>第 2 章 基本原則に基づく制度</p> <p>(情報共有)</p> <p>第 5 条 議会と行政は、町民と情報を共有するため、次の制度を設けます。</p> <p>(1)議会と行政の情報を正確に分かりやすく伝える制度</p> <p>(2)議会と行政の会議を公開する制度</p> <p>(3)議会と行政が保有する文書その他の記録を請求する制度</p> <p>(4)町民の意見や提案を募集し公開する制度</p> <p>2 議会と行政は、その保有する情報を統一した基準により管理し、保存しなければなりません。</p> <p>3 第 1 項の各号に規定する制度に関し必要な事項は、別に定めます。</p> | <p>情報共有とは、議会や行政が持っている情報を、町民と共有することをいいます。行政や議会が提供する情報は、町民の共有財産とする認識にたつて正確な情報を提供し、単に提供するだけでなく、理解されるための分かりやすい情報の提供を行い、情報共有するための多様な制度を設けるものとしています。</p> <p>現在の情報提供の方法としては、広報紙、ホームページ、まちづくり出前講座などがありますが、これら以外にも情報を積極的に提供する多様な手段を制度化する事を定めています。</p> <p>【想定される制度】</p> <p>(1)については、広報紙、ホームページ、まちづくり出前講座などの制度</p> <p>(2)については、議会の傍聴、町民が参加する会議の傍聴</p> <p>(3)については、中標津町情報公開条例</p> <p>(4)については、町づくり懇談会、パブリックコメント、ご意見箱などの制度</p> <p>以上のような制度を想定していますが、これら以外にも情報を積極的に提供する多様な手段を検討していきます。</p> |

| 条 文 | 解 説 |
|--|--|
| <p>(個人情報 の 保護)</p> <p>第 6 条 議会 と 行政 は、町 民 の 権 利 や 利 益 が 侵 害 さ れ る こ と の な い よ う、議 会 と 行 政 が も つ 個 人 情 報 を 保 護 し な け れ ば な り ま せ ン。</p> <p>2 個 人 情 報 の 保 護 に 関 し 必 要 な 事 項 は、別 に 定 め ま す。</p> | <p>第 5 条 の と お り、町 民 と 議 会 及 び 行 政 と が 情 報 の 共 有 を 推 進 す る に あ た っ て、特 に 配 慮 を 要 す る の が 個 人 の 基 本 的 な 権 利 に 関 わ る プ ラ イ バ シ ー の 保 護 で す。</p> <p>議 会 及 び 行 政 が 保 有 す る 情 報 の 中 に は、行 政 運 営 を 行 う 上 で 取 り 扱 う こ と と な る 特 定 の 個 人 に 関 す る 情 報 が 含 ま れ て い る 場 合 も あ り ま す。</p> <p>こ れ ら の 個 人 情 報 は、一 度 流 出 す る と 取 り 返 し の つ か な い 人 権 侵 害 や 個 人 の 権 利 ・ 利 益 の 侵 害 を 招 く 恐 れ が あ る た め、そ の よ う な 危 険 性 を 排 除 し、議 会 及 び 行 政 が 保 有 す る 個 人 情 報 を 保 護 す る こ と を 定 め て い ま す。</p> <p>な お、個 人 情 報 の 保 護 に つ い て 必 要 な 事 項 は、「中 標 津 町 個 人 情 報 保 護 条 例 (平 成 17 年 条 例 第 41 号) 」 等 で 定 め て い ま す。</p> |
| <p>(町 民 の 意 見 提 案 へ の 対 応)</p> <p>第 7 条 議 会 と 行 政 は、町 民 参 加 に よ っ て 寄 せ ら れ た 意 見 提 案 に 対 し、誠 実 か つ 迅 速 に 対 応 し、総 合 的 に 検 討 し ま す。</p> <p>2 議 会 と 行 政 は、意 見 提 案 の 検 討 を 終 え た と き は、速 や か に 多 様 な 方 法 を 用 い て、意 見 提 案 の 内 容、検 討 結 果 及 び そ の 理 由 を 公 表 し ま す。た だ し、条 例 の 規 定 に よ り 公 表 す る こ と が 適 当 で な い と 認 め ら れ る と き は、こ の 限 り で あ り ま せ ン。</p> | <p>議 会 及 び 行 政 は、町 民 か ら 寄 せ ら れ た 意 見、要 望、苦 情 な ど に つ い て、誠 実 か つ 迅 速 に 対 応 し な け れ ば な ら なく、寄 せ ら れ た 内 容 の 事 実 を 調 査、確 認 し、公 表 が 適 当 と 認 め る も の に つ い て、町 民 に 対 し 検 討 結 果 を 公 表 す る こ と を 定 め て い ま す。</p> |

| 条 文 | 解 説 |
|--|--|
| <p>(町民参加の機会の保障)</p> <p>第8条 議会と行政は、次の各号に規定する事項を実施する場合は、町民参加の機会を保障します。</p> <p>(1) 町民に義務を課し、又は町民の権利を制限する内容の条例を制定、改正及び廃止するとき。</p> <p>(2) 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策を決定するとき。</p> <p>(3) 広く町民が利用する公共施設の管理運営方法などを決定するとき。</p> <p>(4) 総合計画及び分野別の基本的な計画の策定、又は見直しをするとき。</p> <p>(5) 施策を効果的かつ効率的に推進するための行政評価を実施するとき。</p> <p>2 前項の各号に規定するもののほか、町民参加が有効と思われる場合は、町民が参加できる機会を設けます。</p> <p>3 法令の規定によるものや緊急を要するものは、町民参加を求めないことができます。</p> | <p>情報共有とともに重要となる制度が町民参加です。ここでは、町民が主体の自治を推進するため、想定される町民参加の対象事項を定めています。</p> <p>(1) については、町民に義務を課し、権利を制限する条例の制定、改正、廃止(税・使用料・手数料等の金銭徴収に関する事項を含む)</p> <p>(2) については、町民の生活に大きな影響を及ぼす施策の決定</p> <p>(3) については、公の施設の利用方法・管理運営方法の決定</p> <p>(4) については、総合計画及び主要な計画の策定・見直し</p> <p>(5) については、行政評価</p> <p>その他、議会運営及び行政運営を充実させるために、町民参加が有効と思われる事業について、参加の機会を設けるものとしています。</p> <p>また、法令の規定によるものや緊急時には、町民参加を求めないことができるものとしています。</p> |
| <p>第9条 行政は、満20歳未満の青少年及び子どもに対し、それぞれの年齢にふさわしい方法により、町民参加の機会を保障します。</p> | <p>満20歳未満の青少年や子どもにも参加の機会を保障しています。それぞれの年齢にふさわしい方法とは、子ども議会等を想定しており、その他適切な方法を用いて、参加の機会を保障するものとしています。</p> |

| 条 文 | 解 説 |
|--|---|
| <p>(町民参加の方法)</p> <p>第10条 議会と行政は、必要かつ適切な時期に町民参加の機会を保障し、次の各号に規定する方法を活用します。</p> <p>(1) 審議会等への委員としての参加</p> <p>(2) 意見交換会等への参加</p> <p>(3) アンケート調査等への意見表明</p> <p>(4) 町民意見募集制度(パブリックコメント)への意見表明</p> <p>(5) その他適切な方法</p> <p>2 前項の各号に規定する方法に関し必要な事項は、別に定めます。</p> | <p>前条で定めた町民参加の対象事業について、参加のための方法を定めており、参加の方法により、実施する時期も異なることから、適切な時期に行うこととしています。また、より町民参加が保障されるよう複数の手法を用いることも考えられます。</p> <p>(1) 審議会等とは、「審議会」及び「これに類するもの」をいい、「審議会」とは、地方自治法の規定に基づいて、条例の定めるところにより設置する執行機関の附属機関のことをいいます。通常、特定の事項に関して学識経験者などの意見を反映するために設置され、町長の諮問に対して調査、審査等を行い答申します。</p> <p>また、「これに類するもの」とは、上記以外に町民の意見を求めることが必要な場合に設置する検討委員会、町民会議などのことをいいます。</p> <p>(2) 「意見交換会」とは、特定の事項において、町民と行政、又は町民同士が自由に意見交換を行うことをいいます。</p> <p>さらに、議会が実施する議会報告会も意見交換の場としています。</p> <p>(3) 「アンケート」とは、特定の事項について、町民の意向を把握する場合に行うものです。</p> <p>(4) 「町民意見募集制度(パブリックコメント)」とは、広く町民の生活に関わる重要な事項を定める計画及び条例の立案などにあたって、案の段階で内容を公表し、これらについて町民から提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、意見等に対する町の考え方を公表する一連の手続きのことをいいます。</p> <p>この手続きは、町民参加の推進や政策形成における公正性と透明性の向上につながるといわれています。</p> <p>(5) 「その他適切な方法」とは、(1)から(4)以外で、より効果的と認められる方法がある場合は、それを用いることを述べています。</p> <p>以上、参加の方法に関して、実施方法など細かな手続きは、別に定めることとしています。</p> |

| 条 文 | 解 説 |
|---|---|
| <p>(住民投票)</p> <p>第 11 条 町長は、次の各号に規定する事項のいずれかに該当し、議会が住民投票の実施を議決した場合は、住民投票を実施します。</p> <p>(1)町議会議員と町長の選挙権を有する住民が、地方自治法の規定に基づき、住民投票条例の制定を町長に請求したとき。</p> <p>(2)町議会議員が、地方自治法の規定に基づき、住民投票条例を発議したとき。</p> <p>(3)町長が、中標津町の重要な課題に関して、住民の意思を直接確認する必要があると判断したとき。</p> <p>2 住民投票に参加できる者の資格とその他住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じて、別に定めます。</p> <p>3 議会と行政は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。</p> | <p>住民投票は、中標津町の将来を大きく左右する問題が発生した場合、住民に直接その意思を確認するため、(1)から(3)のいずれかの行為がなされ、議会が住民投票の実施に関する条例を議決した場合に、住民投票を実施することについて定めています。</p> <p>(1)については、地方自治法で定められており、「議会の議員及び町長の選挙権を有する住民が住民投票の実施を請求する場合、有権者の 1 / 5 0 の連署をもって町長へ住民投票を実施するための条例の制定を請求できる。」こととなっています。</p> <p>(2)については、(1)同様、地方自治法に定められており、「議員が住民投票条例を発議する場合は、議員定数の 1 / 1 2 の賛成により、住民投票を実施するための条例案を提出することにより住民投票を発議できる。」こととなっています。</p> <p>(3)については、町長がまちの将来を左右するような特に重要な事項について、「町長が直接住民の意思を確認する必要があると判断し発議する場合、自ら条例案を議会へ提出することによって発議できる。」こととなっています。</p> <p>なお、住民投票の実施にあたっては、間接民主制(町民が代表者を選挙し、その代表者を通じて間接に政治に参加する制度)を補完する方法として、本町の将来を左右するような特に重要な事項について、直接住民の意思を確認する必要がある場合に限り実施するなど、慎重な取扱いが必要です。</p> <p>このことから、本町では、「非常設型」を選択することとし、第 2 項で「事案に応じて、別に定める」としています。</p> <p>また、議会及び行政は、住民投票の結果を住民の意思として真摯に受け止め、尊重することを述べています</p> |

| 条 文 | 解 説 |
|--|--|
| <p>第 3 章 町民</p> <p>(町民の権利)</p> <p>第 12 条 町民は、議会と行政に関する情報を知る権利が有ります。</p> <p>2 町民は、議会と行政に参加する権利が有ります。</p> <p>3 町民は、前 2 項の権利を行使し、又は行使しないことを理由に不利益な取扱いを受けません。</p> <p>4 町民は、行政サービスを公正に受ける権利が有ります。</p> | <p>ここでは、自治体を構成する主体であり主権者である町民の権利について明らかにしています。</p> <p>第 1 項では、町民は、議会及び行政が保有する情報について知る権利を有することを定め、この権利を保障するためには、具体的にその手続を保障する法律や条例が必要となりますが、本町では、中標津町情報公開条例(平成 12 年条例第 11 号)等において、その手続を定めています。</p> <p>第 2 項では、町民は、議会が開催する議会報告会への参加や本会議等の傍聴、また、行政の政策の立案、実施、評価の過程に参加する権利を有していることを定め、ここに示された各過程への参加は、具体的には、各種の重要な計画や条例の制定、審議会等への参加などの政策形成過程への参加をはじめとして、政策の実施段階やその結果に対する評価への参加などを想定しています。</p> <p>第 3 項では、町民参加の権利は、その権利を行使すること、あるいは行使しないことを理由として不利益な取扱いを受けるものではないことを定めています。</p> <p>これは、町民が行政に参加する権利の行使・不行使は町民の自由意思に基づくものであることから、自ら参加する町民も、あるいは自らは参加しない町民もともに町民として平等であり、その結果についても平等に受けることとなるため、権利の行使・不行使によって不利益な取扱いを受けないことを改めて確認する趣旨です。</p> <p>第 4 項では、行政サービスを公正に受ける権利を有することを定めています。</p> <p>なお、これらの権利については、一般的に義務を果たしてこそ権利を主張できる。ということから、納税義務など与えられた義務を果たした後、権利を有することとなります。</p> |

| 条 文 | 解 説 |
|--|---|
| <p>(町民の役割)</p> <p>第13条 町民は、自治の実現の主体としての役割を自覚するとともに、町民相互の自主性と自立性を尊重し、町民が主体の自治の実現を図ります。</p> <p>2 町民は、町民の権利の行使にあたっては、発言と行動に責任を持つとともに、将来の世代に配慮します。</p> <p>3 町民は、行政サービスを公正に受けるために必要な負担を担います。</p> <p>4 町民は、防災等に対する意識の高揚を図り、災害等の緊急時においても、相互に助け合い、行動します。</p> | <p>ここでは、自治体を構成する主体であり主権者である町民の役割について明らかにしています。</p> <p>第1項では、町民は、この条例の理念として掲げられた町民が自治の主体であるという役割を自覚すること、そして、町民は、町民が主体の自治を実現するにあたり、お互いの自主性及び自立性を尊重し、自らが直接関わり、町民が主体の自治の推進を図ることを確認しています。</p> <p>第2項では、前条の権利の行使にあたり、お互いの発言や行動を積み重ねて町民が主体の自治を実現していく視点から、町民は自らの発言・行動に責任を持つとともに、町民が主体の自治を実現するための取り組みに際しては自らの世代のみではなく、将来の世代に影響することに留意し、将来の世代に配慮した取り組みを進めるものとするを明らかにしています。</p> <p>第3項では、前条で述べている行政サービスを公正に受けるための必要な負担を有することを定めています。</p> <p>第4項では、危機管理における安全確保の第一は、地域における日頃の備えと災害等が発生した初期における地域内での町民相互の助け合いにあります。災害等が発生した初期には、行政の対応にも限界があるため、町民相互の連携を町民自身の行動規範として定めています。</p> |
| <p>第4章 町内会及び町民活動団体</p> <p>(町内会及び町民活動団体の定義)</p> <p>第14条 町内会とは、居住する地域の地縁による団体をいいます。</p> <p>2 町民活動団体とは、主体性をもって組織し、社会貢献活動により公益の増進に寄与する団体をいいます。</p> | <p>ここでは、町内会及び町民活動団体の定義を定めており、具体的な例として、居住する地域の結びつきである町内会と、町民活動団体として、ボランティア団体、NPO法人、その他特定の目的のために活動し、社会貢献による公益の増進を図る団体をいっています。</p> |

| 条 文 | 解 説 |
|---|---|
| <p>(町内会及び町民活動団体の役割)</p> <p>第15条 町内会及び町民活動団体は、地域社会において自ら考え、行動し、自治活動の充実に取り組みます。</p> <p>2 町内会及び町民活動団体は、多くの町民の参加を促進するために必要な環境をつくります。</p> <p>3 町内会及び町民活動団体は、地域の課題解決のため、相互の連携や行政との協働により活動の充実を図ります。</p> <p>4 町内会及び町民活動団体は、地域社会における課題解決のために、行政に対し、協議提案をすることができます。</p> <p>5 町内会及び町民活動団体は、地域における連携協力体制を構築し、その充実を図り、災害等の緊急時において、相互に助け合い、行動します。</p> | <p>ここでは、町内会及び町民活動団体の役割を定めており、町内会及び町民活動団体は、地域社会において自らできることを考え、行動することにより、自治活動の充実を図り、協議や提案を通じて、必要に応じ、他の団体との連携や行政との協働により、地域社会の課題解決を図ることとしています。</p> <p>また、町内会及び町民活動団体自体は、多くの町民の参加が得られるよう環境を整備することとしています。</p> <p>さらに、危機管理における安全確保の第一は、地域における日頃の備えと災害等が発生した初期における地域内での町内会及び町民活動団体の連携協力にあります。災害等が発生した初期には、行政の対応にも限界があるため、相互の連携を町内会及び町民活動団体の行動規範として定めています。</p> |
| <p>(町内会及び町民活動団体にかかわる町民の役割)</p> <p>第16条 町民は、互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現のために、町内会及び町民活動団体を組織します。</p> <p>2 町民は、地域社会の担い手である町内会及び町民活動団体の重要性を認識し、その活動に協調性をもって積極的に参加し、これを守り育てます。</p> | <p>ここでは、町内会及び町民活動団体における町民の役割を定めており、町民一人ひとりが積極的に町内会及び町民活動団体へ参加することにより、自治活動の充実を図り、住みよいまちを築くため、その活動を守り育てていくことを定めています。</p> |

| 条 文 | 解 説 |
|---|--|
| <p>(町内会及び町民活動団体にかかわる行政の役割)</p> <p>第17条 行政は、町内会及び町民活動団体の自主性と自立性を尊重し、連携を図るとともに、その活動を促進するため、支援します。</p> <p>2 行政は、町内会及び町民活動団体から協議提案を受けた場合は、その趣旨を検討し、その結果を反映します。</p> | <p>ここでは、町内会及び町民活動団体における行政の役割を定めており、行政は、町内会及び町民活動団体の自主性と自立性を尊重し、地域課題を解決するために連携を図るとともに、適切な支援を講じるよう定めています。</p> <p>また、町内会及び町民活動団体からの提案を受けた場合、その趣旨を検討し、その結果を反映することとしています。</p> |
| <p>第5章 議会</p> <p>(議会の役割)</p> <p>第18条 議会は、町民を代表する議員で構成されるまちの意思決定機関であり、政策を立案するとともに、執行機関による行政運営を監視する機関です。</p> <div data-bbox="165 1118 831 1382" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"><p>地方自治法第96条第2項の規定により、「中標津町議会の議決すべき事件に関する条例」を新たに制定</p></div> | <p>議会は、町民を代表する議員により構成される意思決定機関(議決機関)として位置付けられています。</p> <p>現在の地方自治制度は、選挙によって議員と首長を選び、互いが緊張感を保ちながら自治を行う「二元代表制」を制度の根幹としています。</p> <p>議会の役割は、意思決定機関であること、中標津町の様々な課題を解決するために政策の立案を行うこと、さらに、行政運営が適切に行われているかを常に監視する機関であることを定めています。</p> <div data-bbox="965 1062 2056 1401" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"><p>4 議会は、まちの将来の方向性とその実現のため、基本構想及び基本計画と都市計画マスタープランを議決する権限を有するとともに、他の議決事項については、地方自治法の規定を準拠します。</p></div> |

| 条 文 | 解 説 |
|---|---|
| <p>(議会の権限)</p> <p>第19条 議会は、議決機関として予算、決算、財産及び政策執行等にかかわる意思決定を行う権限が有ります。</p> <p>2 議会は、条例の制定及び改正並びに廃止の権限が有ります。</p> <p>3 議会は、行政の事務に対する監査請求や調査等の監視の権限が有ります。</p> | <p>議会は、予算決算等の重要事項の審議や条例の制定、改正、廃止といった中標津町の意思を決定する機関であるとともに、行政の事務に対する監査請求(議会が監査委員に対し、行政の事務に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求すること。)や行政の行う事務が適切に行われているか調査や審査といった監視の権限を有する重要な機関です。</p> <p>ここでは、議会が有する代表的な権限について明示していますが、議会が有する権限は多岐にわたり、その内容は地方自治法に定められています。ここで明示したものは、最も基本となる権限等について概括的に表現したものとなっています。</p> |
| <p>(議会の責務)</p> <p>第20条 議会は、議決機関としての責任を常に自覚し、まちの将来展望をもって活動する責務を負います。</p> <p>2 議会は、町民からの意見を聴取し、議会運営について町民に説明します。</p> <p>3 議会は、情報共有の原則に基づき、町民に本会議や委員会を常に公開し、議論の透明性を図ります。ただし、非公開の場合は理由を明らかにします。</p> <p>4 議会は、町民から提出される請願及び要望等に対し、速やかに検討し、回答します。</p> <p>5 議会は、報告会等を開催し、直接、町民との対話の機会を設けるとともに、議会における意思決定の内容とその経過を広報紙等で報告します。</p> | <p>議会は、自治体意思を決定する議決機関としての権限を持っておりませんが、その責任を常に自覚し将来に向けた展望をもって活動すること、また、町民の意見を広く吸い上げながら政策を形成するとともに、議会運営について町民に説明することを定めています。</p> <p>また、より透明性の高い議会運営が望まれることから、本会議や委員会を原則公開とすることを再確認し、町民との情報共有と議会への町民参加を進め、開かれた議会を目指すことを定めています。</p> <p>さらに、議会は、町民からの要望等に対して速やかに検討を行い回答することと、町民の意見を反映させるために、議会報告会や各種団体との懇談を通じて町民の意思を受け、議会における意思決定の内容や経過を広報紙や報道機関を活用し報告することを定めています。</p> |

条 文

解 説

(議員の責務)

第21条 議員は、住民から選ばれた公職者として、中標津町議会議員政治倫理条例（平成14年条例第30号）を遵守し、公益実現のため活動します。

2 議員は、町民が主体の自治の推進と町民福祉の向上をめざし、常に政策提案を行います。

3 議員は、条例、政策立案能力及び審議能力等を高めるため、常に自己研さんに励みます。

4 議員は、町民の意思の反映を図るため、自主的にまちづくりに関する調査研究を行います。

議員の責務は、中標津町議会議員政治倫理条例の定めるところにより公共の利益の実現のため努力することと、中標津町の様々な課題を解決するための政策立案や条例立案能力、議会を活発な討議の場とするための審議能力の向上に努めるとともに、広く中標津町全体を捉える視点、公職に就く者としての高い倫理観と公正かつ誠実で、自主的な調査研究により得た情報を活かし、的確な判断による活動することを定めています。

条 文

解 説

(議会と行政の役割)

第22条 議会と行政は、住民の選挙によって選出された議員と町長及び執行機関によって構成され、その特性を活かして、町民の意思を的確に反映させるよう議論の透明性と緊張感をもって運営しなければなりません。

2 議会と行政は、地域特性を活かした独創的な政策立案を図るため、広く専門家や町民各層の意見を聴くとともに、積極的に研修会等を企画し、まちの発展のため活動しなければなりません。

本会議において、議会及び行政は、町民の意思を的確に反映させるため議論の透明性を図り、緊張感を持って運営されなければならないことを定めています。

また、本会議においての質疑応答は、論点、争点を明確にするため一問一答方式により行い、議員等の質問に対し町長ほか職員が議長の許可を得て、反問することができることを定めています。

議会及び行政は、本町の特性を活かした政策立案が図られるよう、町民の意見を聴くことはもちろん、広く専門家の意見を聴くとともに、議員及び職員は自ら積極的に研修会や勉強会を企画し、活動することとしています。

| 条 文 | 解 説 |
|--|---|
| <p>第 6 章 行政</p> <p>(町長の責務)</p> <p>第 23 条 町長は、行政執行の代表者として、行政運営を総合的に行い、その公正の確保と透明性の向上を図らなければなりません。</p> <p>2 町長は、行政運営に関する方針及び当該方針に基づく政策、財源等について明らかにします。</p> <p>3 町長は、常に簡素で効率的な行政組織の運営を行います。</p> | <p>ここでは、町長が、行政執行の代表者として行政運営を総合的かつ効率的に行わなければならないこと、さらに、公正の確保と透明性の向上を図らなければならないことを定めています。</p> <p>行政は、町長のほか、委員会や委員などの各執行機関によって運営されますが、その運営にあたり、町長は、行政執行の代表であり執行機関を統轄する立場から、常に行政を全体としてまとまりあるものとして執行機関相互の連絡調整を図り、一体としてその機能を発揮するよう総合調整して行政運営を行う必要があります。</p> <p>また、行政運営は、公正でなければならないことと合わせて、その運営の様子が町民に良く分かるように、透明性の向上を図らなければならないことを定めています。</p> <p>さらに、町長は、行政運営を具体的に進めるにあたり、行政運営の方針・目標及びこれに基づく政策とその財源等について明らかにするとともに、常に簡素で効率的な行政組織の運営を行うことを定めています。</p> |
| <p>(執行機関の責務)</p> <p>第 24 条 執行機関は、行政運営の透明性の向上が図られるよう公正かつ誠実に執行しなければなりません。</p> <p>2 執行機関は、町民の意見を積極的に把握し、行政運営に適切に反映します。</p> <p>3 執行機関は、行政運営に関する情報を町民に分かりやすく提供します。</p> | <p>ここでは、執行機関の責務を定めており、公正に、誠実に職務を遂行することと合わせて、執行機関が持つ情報や政策の内容、意思決定の過程などを明らかにし、行政運営に関する透明性をさらに向上させ、町民の考えや活動内容を積極的に把握し、行政運営に反映していかなければなりません。</p> <p>また、単に行政情報の公開にとどまらず、町民に分かりやすい形で情報を提供しなければならないことを定めています。</p> |

| 条 文 | 解 説 |
|--|--|
| <p>(職員の責務)</p> <p>第 25 条 職員は、常に町民が主体であることを認識し、公正かつ適正に職務を遂行しなければなりません。</p> <p>2 職員は、常に町民の視点に立ち、自らも地域の一員として自覚し、職務を遂行しなければなりません。</p> <p>3 職員は、施策の立案及び町民の求めることに的確に対応できる知識を習得し、能力の向上を図ります。</p> <p>4 職員は、行政組織の横断的連携を密にし、職務を遂行しなければなりません。</p> | <p>行政職員は、行財政運営のプロとしての能力と資質が求められるとともに、常に町民の視点に立ち、自らも地域の一員として自覚し、職務を遂行する責務を有しています。</p> <p>また、町民が主体の自治を実現し、常に町民のための行政であり続けるために、行政職員は、町民との信頼関係を深めながら、常に変革し、町民の意向や政策課題に対応するため、組織の横断的連携を密にし、知識の習得、能力の向上を図らなければならぬことを定めています。</p> |
| <p>第 7 章 行政運営</p> <p>(説明責任)</p> <p>第 26 条 行政は、町民に対し、行政運営に関する内容と経過を分かりやすく説明します。</p> | <p>主権者である町民から信託を受けた議会や町長に代表される行政が、それぞれの活動において行われる意思決定の過程や、行政の活動を通じて実施される事業に関して、その経過と内容を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責任を果たさなければならぬことを定めています。</p> <p>説明責任は、町民と行政との間の信託に基づく信頼関係を築くために、もっとも大切な責任です。</p> <p>このような考え方を基本にして、行政は分かりやすい情報提供や情報公開を行い町民との情報共有や町民参加の制度を運用することにより、町民が主体の自治が推進されることとなります。</p> |

| 条 文 | 解 説 |
|--|---|
| <p>(協働の推進)</p> <p>第27条 行政は、町民と協働して地域社会における課題の解決を図るために必要な措置を講じ、町民の自主的及び自立的な活動を尊重しなければなりません。</p> | <p>協働は、町民だけでは解決のできない公共的な課題に対し、町民が行政と協力してその課題の解決にあたること、いわば町民と行政の協働による自治の推進ということとを定めています。</p> <p>この協働を担う主体としては、第14条で定めた町内会及び町民活動団体が想定されます。</p> <p>また、行政は、町民との協働によって課題の解決を図るために必要な措置を講じることによって協働の推進を図ることとしています。この「必要な措置」には、町内会及び町民活動団体等、協働に求められる組織的な力の育成を支援することなど、多様な措置が想定されます。</p> <p>さらに、この「必要な措置」を講じるにあたっては、町民の自主的・自立的な活動を尊重しなければならないとしています。これは、協働の相手方となりうる町内会及び町民活動団体は、その自主的・自立的な取り組みによって育成されることが、本来の町民が主体の自治の意図するところであることから、できるだけ、行政からの働きかけや影響を排除しようとする趣旨によるものです。</p> |

条 文

解 説

(総合計画)

第 28 条 町長は、行政運営を総合的かつ計画的に運営するため、総合計画を定めます。

2 行政は、総合計画以外の計画の策定と実施にあたっては、総合計画との整合性を図ります。

3 行政は、総合計画その他の計画の策定にあたっては、多くの町民の意見を反映させるため、町民参加を積極的に進めます。

4 行政は、総合計画その他の計画の実施にあたっては進行状況を適切に把握し、毎年当該計画の内容について見直しをするとともに、町民に分かりやすく公表します。

ここでは、行政を総合的かつ計画的に運営するため、行政運営における基本構想に基づき、基本的な計画及びそれらを具体的に実施するための実施計画からなる総合計画を定めることとしています。

また、総合計画とその他の諸計画(個別の法令に基づきあるいは各行政部門の所管業務の必要性から作成される計画を言います。)との関係について、諸計画の策定及び実施にあたり、行政の総合性を確保する観点から、総合計画との整合性を図るものとしております。

総合計画及びその他の計画の策定にあたっては、多くの町民の意見を反映させるため、町民参加を積極的に進めるとともに、行政評価の評価基準となることを考慮して策定すること、また、計画の実施にあたっては、進行状況を的確に把握するとともに、計画の内容を定期的に検討するものとし、町民に分かりやすく公表することとしています。

| 条 文 | 解 説 |
|---|--|
| <p>(財政運営)</p> <p>第 29 条 行政は、財政運営の状況を分析し、財政運営に関する計画を定めることにより、財政の健全な運営を行います。</p> <p>2 行政は、前項の規定に基づいて、予算を編成し、財源及び財産の効果的かつ効率的な活用を行わなければなりません。</p> <p>3 行政は、予算と決算の内容及び財政運営の状況を町民に分かりやすく公表しなければなりません。</p> | <p>財政運営は「健全な運営を行うもの」を基本としているため、すべての会計を通じた財政状況を把握して財政運営状況を分析・判断することが必要であること、さらにこうして把握された財政状況の実態に基づき、計画を定めて計画的な運営によって健全な財政運営を行うことを定めています。</p> <p>このような趣旨を踏まえ、予算編成にあたっては、総合計画との整合性を確保し、行政評価の結果を反映させるとともに、保有する財産の効果的・効率的な活用を行うことにより、健全な財政運営の実現を図るものとしています。</p> <p>また、行政は、町民の負担に基づき行政を運営することから、町民に対する説明責任として、予算、決算及び財政運営の状況について具体的に、できる限り分かりやすい形で公表するものとしています。</p> <p>行政運営の基本となる予算や決算の状況、財政運営に関する状況を町民に説明する責任を果たすことは、行政の透明性の向上を図る上からも重要な意味を持つものとなります。</p> |

| 条 文 | 解 説 |
|--|---|
| <p>(出資法人等)</p> <p>第 30 条 行政は、行政が出資、補助及び職員の派遣を行っている法人その他の団体(以下「出資法人等」という。)に関し、運営の状況等を定期的に公表します。</p> <p>2 行政は、出資法人等に対する出資内容、補助内容及び職員の派遣の目的、効果及び必要性について定期的に調査と検討を行い、その結果を公表します。</p> | <p>中標津町には、地域における公益性や政策的な観点から出資や運営費の補助あるいは職員を派遣しているいわゆる出資法人等があります。このうち、法令に定められた一定の基準を満たす法人については、その出資等の状況について公表するとともに事業の運営等について町長の監督や調査を受けますが、このような対象とならないものもあります。</p> <p>このため、出資等、何らかの形で関与している出資法人等の状況について明らかにするため、定期的にその状況について公表するものとしています。</p> <p>また、これらの出資法人等の中には、既に設立目的を達成したものや、設立趣旨と実際の活動にかい離が生じているもの、あるいはその事業内容が種々の社会経済情勢の変化から、既に民間事業者によって提供されているものや提供可能であるものもあると考えられます。</p> <p>行政の肥大化を抑え、行政コストの削減等による財政健全化を不断に推進するため、定期的に出資等の見直しを図るとともに、その結果を町民に対して公表する必要があることを明らかにしています。</p> |
| <p>(政策法務)</p> <p>第 31 条 行政は、必要に応じて条例、規則その他の規程(以下、「条例等」という。)の制定及び改廃を行い、法令等の自主的かつ適正な解釈及び運用を行います。</p> | <p>行政は、まちの課題解決に必要な政策を実現するために、必要に応じて条例等の制定や改廃を行うとともに、法令の解釈に関して、国からの通知やいわゆる有権解釈(権限のある機関によって行われる法の解釈。)に依存することなく、自治体としての法令解释权に基づき自らの責任と判断に基づいて解釈を行い、なおかつその解釈が、法の目的やその適用を判断する上での現状に照らして適正に運用を行うことを定めています。</p> |

| 条 文 | 解 説 |
|---|--|
| <p>(職員の任用及び育成)</p> <p>第 32 条 行政は、公正かつ適正な手続により職員を任用します。</p> <p>2 行政は、職員の適正な配置を行うとともに、研修の充実により、必要な能力の向上を図ります。</p> | <p>職員の任用及び研修等については、地方公務員法(昭和25年法律第261号)で具体的に規定されていることから、この条例では、人材の確保及び育成についての基本的な考え方を明らかにしています。</p> <p>職員は、町長の補助機関として、行政運営の最先端において町民と直接に接して行政執行を行う立場にあり、日常の行政執行における町民とのコミュニケーションや活動の中から町民が主体の自治を実現させるための課題を発見し、その解決策を検討・立案するとともに、課題の解決にむけて取り組むことが必要です。</p> <p>このため、職員には、行政の職員として求められる基本的な能力はもとより、町民とともに町民が主体の自治を推進する上で必要となる能力が求められることを定めています。</p> |
| <p>(行政手続)</p> <p>第 33 条 行政は、行政手続における公正の確保と透明性の向上を図らなければなりません。</p> <p>2 前項に規定する手続に関し必要な事項は、別に定めます。</p> | <p>行政手続は、行政運営上の公正性と透明性を、日常の業務執行において確保することにより、町民の権利利益を保護するという重要な手続です。</p> <p>本町では、既に中標津町行政手続条例(平成9年条例第9号)を定めて運用しておりますが、今後、この基本条例の趣旨に照らし、不断に行政手続条例の点検・整備を行うことが必要となります。</p> <p>ここでは、行政が行う処分や行政指導などの手続や規則を定める手続について、その手続が公正であること、また、その決定の過程が町民にとって透明であることを確保するため、必要な措置を講じなければならないことを定めています。</p> <p>なお、行政手続に関して「別に定める」としてはありますが、それは、先に示した中標津町行政手続条例等のことを指しています。</p> |

| 条 文 | 解 説 |
|--|---|
| <p>(行政評価)</p> <p>第 34 条 行政は、事務及び事業について適切な評価基準に基づく行政評価を実施し、その結果を予算、事務及び事業へ反映させます。</p> <p>2 行政評価の実施にあたっては、町民参加による外部評価を行うとともに、行政評価に関する情報を分かりやすく公表します。</p> | <p>行政評価は、行政運営を効果的かつ効率的に行うため「計画 実施 評価 改善」のサイクルを確立し、評価を通じて予算、事務及び事業への改善に結びつけていこうとするものです。</p> <p>また、評価をするにあたっては、町民の視点を取り入れた評価を行うこととし、これを分かりやすく町民へ公表することを定めています。</p> |
| <p>(危機管理)</p> <p>第 35 条 行政は、町民の生命、身体及び財産の安全性の確保と向上を図り、総合的かつ機能的な危機管理体制の整備を行います。</p> <p>2 行政は、町民の危機管理に対する意識を高め、町民、その他関係機関との連携を図ります。</p> | <p>町民の生命と財産を守ることは、行政運営において重要な分野のひとつであり、危機管理にあたっては、地域防災計画や国民保護計画を策定し、その計画を基に、災害等に備えた体制や基盤整備を行っていくことを定めています。</p> <p>さらに、危機管理の体制を強化するために、危機への対応にあたっては、常に町民と行政が連携することはもちろん、国や北海道などあらゆる関係機関と連携することを定めています。</p> |
| <p>第 8 章 連携及び交流</p> <p>(国及び北海道との連携)</p> <p>第 36 条 議会と行政は、政策を実施するため必要に応じて、国及び北海道に対して適切な措置を講じるよう提案し、相互に連携を図ります。</p> | <p>地方分権の精神に則り、国や北海道との関係においてそれぞれの役割分担のもと、対等な立場で相互に連携を図るとともに、政策を実施する上で必要となる政策課題の解決にあたっては、必要に応じて、国が所管する法令及び北海道が所管する条例等の制定改廃その他について必要な措置を求めていくことを定めています。</p> |

| 条 文 | 解 説 |
|--|--|
| <p>(他の市町村との連携)</p> <p>第 37 条 議会と行政は、共通する課題の解決を図るため、他の市町村と相互に連携を図ります。</p> <p>2 行政は、広域的な課題を解決するため、他の市町村と共同で組織を設置できるものとします。</p> | <p>地方公共団体が抱えている共通の課題、例えばごみ処理問題や要介護認定、各種の公共施設の設置など、単独では解決が難しく広域で連携力して取り組むことによって効率的・効果的に解決を図ることができる場合に、必要に応じて他の市町村と共同で組織を設置し、連携してその解決を図ることを定めています。</p> |
| <p>(国内外との交流)</p> <p>第 38 条 町民、議会及び行政は、国内外の様々な人々や団体との交流を深め、得た経験、知識及び技術を活かします。</p> | <p>自治を取り巻く多くの課題を解決するため、町民、議会及び行政は、国内外の様々な交流によって得られる経験・知識・技術を活かし、町民が主体の自治の確立に取り組むことを定めています。</p> |

条 文

解 説

第9章 条例の見直し

(条例の見直し)

第39条 町長は、この条例の施行の日から起算して5年を超えない期間ごとに、この条例の見直しを行います。

2 町長は、前項に規定する見直しにあたっては、次条に定める中標津町自治推進会議に、必要な意見を求めます。

3 町長は、前2項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例とこの条例に基づく制度を見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講じます。

条例は、施行後、初期の目的が達成されているか、定期的に見直しをすることが必要です。

この条例では、本町の自治の基本に関する事項を定めていますが、自治の課題は、社会経済情勢の変化や時間の経過とともに変化していくものであることから、5年を超えない期間ごとに、条例及び条例に基づく制度が適正に運用されているかをチェックし、必要に応じ見直しを行うことで、常に最新の自治の課題に対応できる内容を備えるために定めるものです。

このような意味から、時代の要請に応え、社会情勢の変化に対応することができる条例とするため、条例の見直しにあたっては、町長から「中標津町自治推進会議」へ見直しについての諮問を行い、見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとすることを定めています。

| 条 文 | 解 説 |
|--|---|
| <p>(中標津町自治推進会議)</p> <p>第40条 この条例を守り育て、実効性を高めるため、町長の附属機関として中標津町自治推進会議(以下「推進会議」という。)を設置します。</p> <p>2 推進会議は、町長の諮問に応じ審議し、答申します。</p> <p>3 推進会議は、次の事項について意見を述べることができます。</p> <p>(1)この条例に基づく政策の制度化、町民参加の状況、条例の運用状況に関する事項</p> <p>(2)この条例の見直しに関する事項</p> <p>(3)町民が主体の自治の推進に関する基本的な事項</p> <p>4 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。</p> | <p>条例の制定・施行後は、その目的が実現されているか、立法の趣旨に添った運用がなされているか、その進行を管理することが重要な課題となります。</p> <p>自治基本条例は、自治のあり方について町民と議会及び行政の間の基本ルールを定めるものであることから、それぞれの主体がそれぞれの立場でルールを守り育てるべきものといえます。</p> <p>そのため、この条例の運用状況を町民の立場から見守り、条例の適正な進行管理を図るため、自治推進会議を設置するものです。</p> <p>なお、自治推進会議の組織や運営に関する具体的な事項については、この条例を受けて、別に定めることとしています。</p> |

| 条 文 | 解 説 |
|--|---|
| <p>第 10 章 条例の位置付け (条例の位置付け)</p> <p>第 41 条 この条例は、中標津町の自治の実現に関する最高規範として位置づけます。</p> <p>2 町民、議会及び行政は、この条例を誠実に遵守しなければなりません。</p> <p>3 議会と行政は、この条例の趣旨に基づき、各分野における基本条例等を制定し、これらの条例と他の条例等とを体系的に整備します。</p> | <p>ここでは、この条例が、中標津町の自治の実現に関する最高規範となるものであることとしています。</p> <p>また、町民、議会及び行政は、それぞれが誠実にこの条例を遵守しなければならないこととし、条例・規則等の制定改廃や運用及び計画の策定など、行政運営にともなう施策の実施等にあたっては、本条例を遵守することを義務付けています。</p> <p>さらに、この条例の規範性を制度的に担保するため、この条例を他の条例及び規則等の体系の根本として位置付け、必要に応じて分野別の基本条例を制定するとともに、これらにあわせて個別条例を体系的に整備することとしています。</p> <p>自治基本条例は、条例という形式においては他の条例に優先する根拠は特にありません。しかし、この条例が中標津町における自治の基本を定めるものという役割に照らして、町民、議会、行政の合意に基づき、すべての条例や計画等の規範となるものとしての位置付けを定めています。</p> |